

留 衛 監 第 13 号  
平成 26 年 6 月 19 日

留萌南部衛生組合  
組 合 長 高 橋 定 敏 様  
議 会 議 長 菅 原 千 鶴 子 様

留萌南部衛生組合  
監 査 委 員 岩 崎 智 樹  
監 査 委 員 藤 田 貢

平成 26 年度定期監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、当該監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により、その旨を通知願います。

平成 26 年 度

留萌南部衛生組合

# 監 査 報 告 書

定 期 監 査

留萌南部衛生組合監査委員

平成 26 年 6 月

# 定期監査報告

## 1. 監査報告書の提出日付

平成 26 年 6 月 19 日

## 2. 監査を実施した監査委員名

岩 崎 智 樹  
藤 田 貢

## 3. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による事務の執行監査（定期監査）

## 4. 監査の概要

### （1）監査の実施期間

平成 26 年 4 月 14 日から平成 23 年 6 月 19 日

### （2）監査の対象とした事項及び範囲

留萌南部衛生組合において平成 25 年度に収納した全ての歳入事務。

### （3）監査の目的、着眼点

留萌南部衛生組合の収納事務全般を把握し、適法性、効率性などの視点から総合的な評価を行った。

### （4）監査の方法

留萌南部衛生組合に対し、関係書類及び帳簿等を求め、関係職員から事務の執行状況及び内容等の説明を聴取する。

また、併せて現地調査を行った。

### （5）監査の実施場所

監査事務局

## 5. 監査の結果

### (1) 調査書等による歳入事務の状況

節	内 訳	H24収入額	H25予算額	H25収入額
市町負担金	市町負担金	398,674,888	490,037,000	484,510,450
衛生センター使用料	衛生センター使用料	30,182,100	29,760,000	31,003,860
火葬場使用料	火葬場使用料	9,129,000	9,123,000	9,830,000
行政財産使用料	自動販売機設置使用料	144,000	144,000	144,000
ごみ処理手数料	家庭ごみ処理手数料等	0	112,978,000	125,491,430
土地貸付収入	あんどん保管等	14,928	15,000	14,928
物品売払収入	資源物売払収入	115,500	11,421,000	14,363,375
繰越金	前年度繰越金	51,974,987	69,201,480	69,201,030
延滞金	衛生センター使用料延滞金	10,400	1,000	47,400
雑入	公衆電話料金	1,910	1,000	1,000
損害賠償金	損害賠償金	0	115,797,000	114,586,560
違約金	ごみ袋納入遅延	14,400	0	0
ごみ処理場補助金	国庫支出金	100,233,000	469,775,000	469,775,000
ごみ処理場補助金	道支出金	60,600,000	0	0
ごみ処理場債	一般廃棄物処理事業債	666,600,000	638,400,000	638,400,000
合	計	1,317,695,113	1,946,653,480	1,957,369,033

## (2) 監査結果

25 年度歳入事務については、概ね適正であり公正で合理的かつ効率的に行われていたが、次の 4 点について指摘する。

なお、軽微な指摘事項については 6 月 19 日に実施した講評のなかで説明したので記述を省略する。

### 1) 収入調定報告書の提出について

会計管理者に通知すべき収入調定報告書の提出がなされていないため、早急に改善を要する。

### 2) 督促状の発送時期について

使用料及び手数料の徴収に関することは、留萌市債権管理条例の規定を準用しているが、督促状の発送の遅延を 9 件確認した。

留萌市債権管理条例によると、「履行期限までに履行しない者があるときは、履行期限後 20 日以内に督促しなければならない」としているので徹底されたい。

### 3) 収入伝票の書損にかかる紛失について

ごみ処理手数料において、収入伝票の書損にかかる領収書の紛失を 4 件確認した。

領収書の紛失については、重大な事故につながりかねないので徹底した指導と、管理体制の強化を図られたい。

### 4) 補助金の調定について

ごみ処理場補助金の調定について、納付された時点で行われているが本来は補助金の交付決定通知を受けた時点で行うこととされているので、適正な調定を行うよう要請する。

## 6. まとめ

本年度の定期監査においては、留萌南部衛生組合の収入事務全般を把握し、適法性、効率性などの視点から監査した結果、概ね適正な事務処理であることを確認した。

ただし、上記指摘事項及び講評で述べた軽微な事項について速やかに改善を要請する。

なお、今後の事務処理において、職員の退職や人事異動が行われても事務処理の質が低下しないよう事務処理の継承を念頭におき、引き続き公正で合理的な事務処理を要望するものである。